



# MIN-IREN 憲法 Café vol.7

vol.7  
2017年4月発行

[医民連新聞発行所]全日本民主医療機関連合会 [発行人]岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL <http://www.min-iren.gr.jp>



「日本国憲法で一番肝心な条文を一つだけ言えと言われたら、13条の『すべて国民は、個人として尊重される』という、この短い一句に尽きます」—著名な憲法学者である樋口陽一さん(東北大名誉教授、東大名誉教授)の言葉です。「国民主権はもちろん大事な原則だけれども、国民主権なら何がどうなってもいいのではなく、人間の尊厳という、手を触れてはいけない価値がある…」



# すべては、一人ひとりの 尊厳のために

「個人の尊重」は、誰もが同じ人間として、しかも一人ひとりが独自の価値を持った違う存在、オンラインとして大切にされることを意味します。

封建的な制度や国家の戦争政策などによって人々の自由や生命さえも奪われた人類の歴史を経て、誰もが「生まれながらにして持っている」人権こそ最も大事なものとして保障されるべきだと、世界的に確立されてきた考えです(天賦人権思想と言います)。

日本では戦前、無益な戦争によって、国のために多くの尊い命が奪われました。一人ひとりが描いていた人生の夢や希望が、まったく意味をなさない状況がありました。たった一人でも国のために犠牲になつてはならない、個人が国家のためにあるのではなく、国家が個人のためにある。これこそが日本国憲法の根幹となる原理といわれる13条の価値観です。だから「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(13条)のです。

## 学校の憲法の授業で、日本国憲法の基本原理と

して、国民主権、平和主義、基本的人権の3つがあると言われましたが、それらのおおもとに「個人の尊重」があり、いわばすべては一人ひとりの尊厳のためにこそあるのです。

## 「私の幸福」を求めていくと ぶつかる「共通の壁」

人は皆違うから幸福の中身も人それぞれ違います。それぞれが考える幸福を追い求めるプロセスを人権として保障するというのが、幸福追求権です。そしてこの権利は、憲法の条文に具体的には書かれていない新しい権利(プライバシー権、自己決定権など)の根拠でもあり、社会の発展に応じて、その内容を豊かにすることができます。

ところで今の政治は、13条で言っているような、国民の生命や自由、幸福追求権に対して「最大の尊重」をしているでしょうか。

平和の危機、格差と貧困の拡大、医療・介護・社会保障制度の後退など、むしろ政治によって、私たちの幸福の条件が壊されているのではないでしょうか。自らの幸福を求めていくと立ちはだかる壁。それはまた他の人も同じようにぶつかっている壁です。そんな政治に対して、ひとりの主権者としてどう向き合うか、大いに考え方語りあってみましょう。

## 「個人…」が消えた自民党改憲案

自民党改憲案では、現憲法の「個人として尊重される」が「人として尊重される」に、そして「公共の福祉に反しない限り」が「公益及び公の秩序に反しない限り」に変わっています。

「個人」が「人」に変わっているところが重大です。つまり「個」の持つ大事な意味、人は皆違うことを最大の価値として尊重するという考えが憲法から消えています。「いろんな人がいていいんだ」という現憲法が気に入らないのでしょうか。

また現憲法の「公共の福祉」は国民全体の利益と福祉という意味で、人権と人権とが衝突したときに調整する原理です。何が「公共の福祉」であるかの判断は慎重さが必要です。

ところが改憲案は公益、要するに国家の都合や利益のために人権を制約することができるしくみになってしまい、誰もが生まれながらにして持っている人権という考えを否定しています。

しかも、現憲法は「第十章 最高法規」の最初に「侵すことのできない永久の権利」として基本的人権の永久不可侵性を宣言していますが(97条)、改憲案ではこの条文 자체を削除しています。

原発事故を思えば、とにかく今は憲法を変えてはならない。なぜなら平等や公平といった価値の大本を変えたら、解決することができなくなる。ましてや自民党改憲草案が実現されれば国民の生命財産より原発が大事になつてしまふ。

関西電力大飯原発運転差止訴訟は控訴審がたたかわれている。私は福井地裁判決を「原発の朝日訴訟」判決だと思つてゐる。たとえ控訴審で否定されることがあつても、その意義は失われない。国民の力で判決を確定させ、原発を憲法違反の存在にしてしまおう。

見えて多くの国民が納得しうる公正で平等な解決策を作ることができると思つた。これまでの原発事故の賠償や支援では、多くの不平等が残されてしまつてゐる。被害当事者の権利を回復し、眞の復興に向かうためには平等・公平・公正であることが不可欠

私はこの半決を読んだ時、憲法は東電による原発事故の解決にも大きな役割を果たしているのだと確信した。この考え方ならば被害の個別性を乗り

原発事故をめぐつては、関西電力大飯原発運転差止訴訟福井地裁判決で、法13条・25条を根拠として個人の生命身体、精神及び生活に関する利益を総合的に判断する時期的な判断が示された。判決では憲法として「人格権」を憲法上の権利で人の生命を基礎としているので、我が国の法制度においてはこれを超える価値を下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできないとし

東京電力福島第一原発事故から6年が経つた。事故の完全収束には至らず、被害は拡大しつづけている。原発事故に起因する被害は、一人ひとり大きく異なる。事故当時住んでいた場所、家族、仕事、事故後についた行動、空間線量。事故被害はまさに十人十色と言つていい。すべての被害へどのように対応することが必要なのか。それは憲法が求める「平等」の実現ではないだろうか。

衆議院選挙 2014年12月	小選挙区		比例代表		実際の 議席	もじて 比例なら
	得票率	議席	得票率	議席		
自由民主党	48.10%	223	33.11%	68	291 → 158	
公明党	1.45%	9	13.71%	26	35 → 65	
民主党	22.51%	38	18.33%	35	73 → 87	
維新の党	8.16%	11	15.72%	30	41 → 75	
日本共産党	13.30%	1	11.37%	20	21 → 54	
社会民主党	0.79%	1	2.46%	1	2 → 12	

人間は幸せを求める権利（幸福追求権）を持つています。では、それはどのようにすれば実現できるでしょうか？「より幸せになる」とはどういうことでしょうか？

しかし、この小選挙区制には結果的に落選した候補者に投じられた票（死票）が多くなるという重大な欠点があります。

自民党が291議席を得た2014年12月の衆議院選挙（小選挙区）では、48%の得票率で76%の議席を獲得する一方、全国で小選挙区となり、安倍政権は自公合せ得票の半分が議席に結びつかない「死票」となりました。もしすべてが比例代表選挙なら、自民党は158議席となり、安倍政権は自公合せでも223議席で、3分の2どころか、過半数の議席にも届きません。

多くの国民が反対する戦争法や

# 政治と向き合おう

**憲法13条を実現する手段は何でしょう――「参政権」**

憲法は、私たち国民が自由に生きることができます。そして私たちが自由に生きるために、政治に参加することが必要になります。自分たちのことは自分たちで決める、誰か偉い人が決めたことに無批判に従うのではなくて、自分たちの生活のことは自分たちで主体的に決めていこう、という発想が民主主義です。そして、政治に積極的に参加していくための権利を「参政権」と言います。

「参政権」とは、すべての国民の基本的

人権の一つであり、議会における代表者を選ぶ「選挙権」や「被選挙権」はその中でも重要なものです。

**選挙のしくみと虚構の安倍政権**

現在、衆議院選挙は、1つの選挙区から1人の当選者を決める「小選挙区制」と、政党名を書いて投票し、得票数によって議席が決まる「比例代表制」という制度（小選挙区比例代表並立制）をとっています。定数は、475名で小選挙区295名、比例代表が180名です。小選挙区は、候補者の中から支持する人の氏名を一人記入します。

**野党と市民の共同で、安倍暴走政治をストップ**

こうした矛盾の多い選挙制度の中で、2016年7月10日の参議院選挙では、戦後初めて市民と野党の共同の力で、全国32の1人区すべてで野党4党の統一候補を実現し、11選挙区で当選するという画期的な前進がありました。

「2014年の前回衆院選の

## 野党と市民の共同で、安倍暴走政治をストップ

辺野古新基地建設工事の強行、原発再稼働推進、社会保障の解体をすすめる安倍政権は、こうした選挙制度の矛盾の上に成り立つ、国民の意思とはかけ離れた虚構の政権と言えます。

私たちが選べませんでした。しかし、人々が要求した中身とはかけ離れていました。天皇に大きな権力が集中し、国貴族院の議員は貴族階級などで占められ、国民は選べませんでした。しかし、国会なんて存在しませんでした。しかし、衆議院だけは選べるもの、選挙権を持つのは、直接国税を1年間で15円以上納入している25歳以上の男子だけでした。15円とは、今までいうと60~150万円です！全国民の1%の特權階級にしか選挙権がなかったのです。

衆議院だけは選べるもの、選挙権を持つのは、直接国税を1年間で15円以上納入している25歳以上の男子だけでした。15円とは、今までいうと60~150万円です！全国民の1%の特權階級にしか選挙権がなかったのです。

しかし国会ができたのは大きな成果。そこで人々は、この国会を民主化するために普通選挙権を求める運動に立ち上がります。8時間労働制や表現の自由の実現を求める運動と一体となり、弾圧されながらも民主主義を求める運動が続きます。

1925年には、やつと25歳以上の男性全員が選挙権を持つようになります。でも、男性のみです。

1920年代からは選挙権をもとめる女性の大運動も始まります。しかし、こうした民主主義を求める声は治安維持法によって大弾圧されます。

満20歳以上の男女の普通選挙権は、戦後1945年に初めて勝ち取られました。

私たちにはみんな幸せになる権利があり、憲法で宣言されています（憲法13条）。そのための最も重要な「選挙権」は、長い道のりと命をかけた努力の結果、いま私たちの手にあります。私たちが力を合わせれば政権を変えること

ができる時代。一緒に「私たちが望む明日」をつくるプレイヤーになります。



## 弁護士白神優理子の憲法は希望 vol.7

### 選挙権は人々が勝ち取ってきたもの



世界や日本の歴史は、多くの国民の、選挙をはじめとする政治参加によって、幸福への道を切り拓いてきたことを示しています。

人々を貧困から救うのも、原発をやめて再生可能エネルギーを取り組むのも、政治の力です。高すぎる医療費の自己負担を減らすのも、消費税増税を中止するのも、介護施設を増やすのも政治。安心して育ててできる環境をつくるのも、大企業にそれ相応の税金を払わせる（応能

がりました。日本の歴史上初めて、人民主権・普通選挙・基本的人権などの思想が主張されたのです。

これらの結果、政府も議会の開設を決断して1889年に大日本帝国憲法ができます。この時までは、そもそも議会なんて存在しませんでした。しかし、人々が要求した中身とはかけ離っていました。天皇に大きな権力が集中し、国貴族院の議員は貴族階級などで占められ、国民は選べませんでした。しかし、衆議院だけは選べるもの、選挙権を持つのは、直接国税を1年間で15円以上納入している25歳以上の男子だけでした。15円とは、今までいうと60~150万円です！全国民の1%の特權階級にしか選挙権がなかったのです。

衆議院だけは選べるもの、選挙権を持つのは、直接国税を1年間で15円以上納入している25歳以上の男子だけでした。15円とは、今までいうと60~150万円です！全国民の1%の特權階級にしか選挙権がなかったのです。

しかし国会ができたのは大きな成果。そこで人々は、この国会を民主化するために普通選挙権を求める運動に立ち上がります。8時間労働制や表現の自由の実現を求める運動と一体となり、弾圧されながらも民主主義を求める運動が続きます。

1925年には、やつと25歳以上の男性全員が選挙権を持つようになります。でも、男性のみです。

1920年代からは選挙権をもとめる女性の大運動も始まります。しかし、こうした民主主義を求める声は治安維持法によって大弾圧されます。

満20歳以上の男女の普通選挙権は、戦後1945年に初めて勝ち取られました。

私たちにはみんな幸せになる権利があり、憲法で宣言されています（憲法13

条）。そのための最も重要な「選挙権」は、長い道のりと命をかけた努力の結果、いま私たちの手にあります。私たちが力を合わせれば政権を変えること

ができる時代。一緒に「私たちが望む明日」をつくるプレイヤーになります。